

# 令和6年度 市・府民税申告の手引き

## 1. 市・府民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在で交野市内に住所がある人は、市・府民税の申告書を提出する必要があります。  
ただし、次の①～④に該当する人は、申告書を提出する必要はありません。

- ① 前年中（令和5年1月1日～12月31日）に所得がなかった人
- ② 令和5年分所得税の確定申告書を提出される人
- ③ 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から交野市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出される人
- ④ 前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、公的年金等の支払者から交野市に公的年金等支払報告書が提出される人

※上記③・④に該当する人でも、社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの所得控除の追加適用を受ける場合は、申告書を提出してください。

※前年中に所得がなかった人でも、所得証明書などの発行や国民健康保険料の算定などのために申告が必要な場合は申告書を提出してください。

※申告書の提出が遅れる、または提出がない場合はあなた自身が困ります。

- ・申告書の提出が遅れると、市・府民税を一度に納めていただくことがあります。
- ・申告書の提出がないと、所得証明書などが必要になったときに発行できない場合があります。

郵送でも受付しています。必要書類を封筒に入れ下記郵送先まで送付してください。

### 【注意事項】

- ・本人以外の方が記入された場合は申告書下部「代理申告者」欄に記入してください。
- ・受付控が必要な場合は切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ・P.2申告書見本にある太枠内は必ずご記入ください。

## 2. 申告に必要なもの

- (1) 市・府民税申告書
- (2) 給与や公的年金等の源泉徴収票、営業所得や不動産所得のある方は収支内訳書など、収入金額や必要経費がわかる資料  
※源泉徴収票の場合は**原本**の提出が必要です。写しが必要な方は予めご自身で複写いただきますようお願いいたします。

(3) 次の控除を受ける場合

- ▶ 医療費控除——医療費の明細書（支払った医療費から補てんされる金額を引いた額が、総所得金額等の合計額の5%または10万円のどちらか低い方の金額以下の場合には控除できません。）
- ▶ スイッチOTC医薬品——医薬品等購入費の明細書 ※医療費控除と併せて受けることはできません。  
に係る医療費控除
- ▶ 社会保険料控除——社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など
- ▶ 生命保険料・地震保険料控除——控除証明書
- ▶ 障害者控除——身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳など

(4) 本人確認（番号確認及び身元確認）書類

※申告の際には申告者の身元確認書類及び番号確認書類（個人番号（マイナンバー）関連書類）の提示（郵送の場合は、写しの添付）が必要になります。また、本人及び扶養親族の個人番号を申告書に記載する必要があります。

- ・番号確認書類：個人番号カード、マイナンバー通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・身元確認書類：個人番号カード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障がい者手帳等

◎非課税基準 ※以下に該当する方は市・府民税が非課税となります。

扶養人数（配偶者を含む。）	合計所得金額	扶養人数（配偶者を含む。）	合計所得金額
0人	45万円以下	3人	171万円以下
1人	101万円以下	4人	206万円以下
2人	136万円以下	5人	241万円以下

市・府民税の算出方法は市ホームページに記載しています。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013092000078/>をご覧ください。

《郵送先・問合わせ先》 交野市役所 税務室市民税係  
〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 TEL(072)892-0121(代) 内線120～122

この手引きは令和6年1月1日現在の  
地方税法等によって作成しています。

### 3. 申告書について

## 申告書見本

住民税申告書(令和5年中収入)

徴収  
区分 2 併徴  
3 特徴 整理  
番号

令和6年1月1日  
の住所 交野市

フリガナ

氏名

個人番号

※日中の連絡先  
電話

生年月日 大正・昭和  
平成・令和  
年 月 日

職業・勤務先(学校名) 所在地 電話

太枠内は必ずご記入ください。

無収入申告 令和5年中、無収入であったことを申告します。(→右欄にレ点をご記入ください。)

※課税証明書への表示や各種社会保障制度等との関係上、障がいや扶養親族等について申告する必要がある場合は、併せて下欄に必要事項をご記入ください。

[1]	所得金額	収入金額	円	必要経費	円	所得金額(調整控除後)	円	この欄は記入しないでください。 2 営業
		営業等	1					
		農業	3					
		不動産	7					
		配当	11					
		給与	13					
		公的年金等	15					
		雑業務	129					
		その他	16					
		合計						

令和5年中のご収入が無かった場合はこちらの欄にチェックを入れ、必要な場合は申告書の太枠内に必要事項をご記入ください。

[2]	差引かれる金額	① 社会保険料控除	国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険	社会保険料控除額	円	
		小規模企業共済等掛金控除	※国民年金	その他	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金控除額	円	
		② 生命保険料控除	※新生命保険料		※旧生命保険料		円	
		535	円	532	円			
		※新個人年金保険料	※旧個人年金保険料	※介護医療保険料	生命保険料控除額	円		
		536	円	58	円	537	円	
		③ 地震保険料控除	※地震保険料		※旧長期損害保険料	地震保険料控除額	円	
		534	円	60	円			
		から差し引かれる金額	本人控除	寡婦(死別・離婚・生死不明)	ひとり親	勤労学生	(一般・特別)障がい者(身体・療育・精神)	級
		配偶者	フリガナ・氏名	生年月日及び個人番号	続柄	障がい	同居	別居
(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	妻	身体療育	精神級	同居		
(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	夫	身体療育	精神級	同居		
(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日		身体療育	精神級	同居		
扶養控除	(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	身体療育	精神級	同居		
16歳未満の年少扶養親族	(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	身体療育	精神級	同居		
(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	身体療育	精神級	同居			
(カナ)	大・昭・平・令	年 月 日	身体療育	精神級	同居			
配偶者の合計所得金額	501	円	基礎控除	万円				
④ 雑損控除	※損害金額	補てんされる金額	内災害関連支出額	雑損控除額	円			
⑤ 医療費控除	※支払った医療費	補てんされる金額	総所得金額等×5%又は10万円(特例分は12,000円)	医療費控除額	円			
特例分	54	円	832	円				

裏面も確認のうえ、必要事項をご記入ください。

#### [1] 所得金額

- 収入金額 この欄には令和5年1月1日から同年12月31日までの収入金額と、収入とすべき権利の確定したものを含めて記入してください。(給与収入等については手取額ではなく、税金その他の控除額を差し引く前の金額をいいます。)
- 必要経費 この欄には該当する収入を得るために必要であった費用を記入してください。
- 所得金額 1年間の収入金額からその収入金額を得るために必要な経費や専従者控除などを差し引いたものです。給与・公的年金等については下記の算出表から所得を計算します。

#### ● 給与所得算出表

給与等の収入金額の合計額(ア)	給与所得の金額	
551,000円未満	0円	
551,000円以上 1,619,000円未満	(ア) - 550,000円	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	(ア)を4で割って千円未満の端数を切り捨てた金額(イ)	(イ)×2.4+100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満		(イ)×2.8-80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		(イ)×3.2-440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(ア)×90%-1,100,000円	
8,500,000円以上	(ア)-1,950,000円	

所得の種類	所得の内容
営業等	小売業、製造業、サービス業などの営業から生ずる所得 医師、税理士、外交員などの事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得
不動産	家賃、地代など不動産の貸付けから生ずる所得
利子	預貯金の利子などの所得(原則として分離課税)
配当	株式や出資の配当などの所得
給与	給料、賃金、賞与などの所得
雑	公的年金等 国民年金法、厚生年金保険法などにに基づき支給される年金 業務 原稿料、講演料、シェアリングエコノミーなどの副収入 その他 生命保険契約などに基づく年金など上記以外のもの
譲渡	総合 機械、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得 分離 土地、建物などの不動産、株式などの資産の譲渡による所得
一時	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約などに基づく一時金
山林	山林の伐採や譲渡による所得
退職	退職金、一時恩給などの所得(原則として分離課税)

#### ● 所得金額調整控除

◎給与等の収入金額が850万円を超える場合で、下記のいずれかの要件を満たす場合、

(給与等の収入金額※1,000万円を超える場合は1,000万円-850万円)×10%を給与所得の金額から差し引くことができます。

- (1)特別障害者に該当する
- (2)23歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者、または扶養親族を有する

◎給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、(給与所得(上限10万円)+公的年金等雑所得(上限10万円))-10万円を給与所得の金額から差し引きます。

●公的年金等に係る雑所得算出表

65歳未満の人(昭和34年1月2日以後に生まれた人)			
公的年金等の収入金額(ウ)	公的年金等に係る合計所得金額		
	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	(ウ) - 600,000円	(ウ) - 500,000円	(ウ) - 400,000円
1,300,000円超 4,100,000円以下	(ウ) × 75% - 275,000円	(ウ) × 75% - 175,000円	(ウ) × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	(ウ) × 85% - 685,000円	(ウ) × 85% - 585,000円	(ウ) × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	(ウ) × 95% - 1,455,000円	(ウ) × 95% - 1,355,000円	(ウ) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超	(ウ) - 1,955,000円	(ウ) - 1,855,000円	(ウ) - 1,755,000円
65歳以上の人(昭和34年1月1日以前に生まれた人)			
公的年金等の収入金額(ウ)	公的年金等に係る合計所得金額		
	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	(ウ) - 1,100,000円	(ウ) - 1,000,000円	(ウ) - 900,000円
3,300,000円超 4,100,000円以下	(ウ) × 75% - 275,000円	(ウ) × 75% - 175,000円	(ウ) × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	(ウ) × 85% - 685,000円	(ウ) × 85% - 585,000円	(ウ) × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	(ウ) × 95% - 1,455,000円	(ウ) × 95% - 1,355,000円	(ウ) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超	(ウ) - 1,955,000円	(ウ) - 1,855,000円	(ウ) - 1,755,000円

【2】所得控除

●所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件	控除額				
① 社会保険料控除	前年中に健康保険料、国民年金保険料などの社会保険料を支払った場合	支払額全額				
① 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払った場合	支払額全額				
控除の種類	控除の要件及び控除額					
② 生命保険料控除	新契約 (一般・年金・介護) ※平成24年1月1日以後に契約を締結したもの	12,000円以下	支払保険料の全額	旧契約 (一般・年金) ※平成23年12月31日以前に契約を締結したもの	15,000円以下	支払保険料の全額
		12,001円~32,000円	支払保険料×1/2+6,000円		15,001円~40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
		32,001円~56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		40,001円~70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
		56,001円以上	28,000円 (限度額)		70,001円以上	35,000円 (限度額)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)</li> <li>●一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)</li> </ul>						
控除の種類	控除の要件	控除額				
③ 地震保険料控除	①前年中に支払った保険料が地震保険料の場合	50,000円以下	支払保険料の1/2			
		50,001円以上	25,000円 (限度額)			
	②前年中に支払った保険料が長期の損害保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額			
		5,001円~15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
		15,001円以上	10,000円 (限度額)			
①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方がある場合は、その控除額の合計 (限度額25,000円)						
●旧長期損害保険料の適用は、平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で満期返戻金があるものに限る。						
●同一の契約において、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の区分に該当する場合は、選択により、いずれか一方の区分に該当するものとして計算する。						
④ 雑損控除	前年中に災害、盗難などによって生活用資産などに損害を受けた場合	①と②のいずれか多い金額 ①差引損失額-(総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 ※差引損失額=損害金額-保険金などで補てんされた金額				
⑤ 医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費)-(保険金などで補てんされた金額)-(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない金額) ※控除限度額200万円				
⑤ スイッチOTC医薬品に係る医療費控除	前年中に申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行い、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)を購入した場合 ※適用する場合は申告書の「特例分」欄の「□」にレ点をご記入ください。	(支払った金額)-(保険金などで補てんされた金額)-12,000円 ※控除限度額88,000円 ※医療費控除との併用不可				

人的控除等

控除の種類	控除の要件	控除額
障害者控除	①あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である	26万円
	②あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、特別障がい者(重度の障がい、身障1・2級など)である	30万円
	③②に該当する同一生計配偶者または扶養親族が、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している	53万円

人的控除等（続き）

控除の種類	控除の要件	控除額			
寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下で下記のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有している人 ②夫と死別した後再婚していない、または夫が生死不明などの人	26万円			
ひとり親控除	生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身の人（婚姻歴や性別は問わない）	30万円			
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生	26万円			
配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合（カッコ内は配偶者が70歳以上の場合）	あなたの所得が900万円以下	あなたの所得が900万円超950万円以下	あなたの所得が950万円超1,000万円以下	
		33万円（38万円）	22万円（26万円）	11万円（13万円）	
配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が右の範囲に該当する場合	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
扶養控除及び年少扶養親族	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合 ※上記の人を複数の方が重複して扶養親族として申告することはできません。	一般（※16歳～18歳、23歳～69歳）	33万円		
		特定（※19歳～22歳）	45万円		
		老人（※70歳以上）	38万円		
		同居老親等（※70歳以上）	45万円		
		年少扶養親族（※16歳未満）	年少扶養親族には控除額がありませんが、非課税基準等の判定に必要ですので、必ず申告書にご記入ください。		
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の人が受けられます	合計所得金額2,400万円以下	43万円		
		合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
		合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
		合計所得金額2,500万円超	0万円		

※年齢の基準日は、原則として前年12月31日です。

※「配偶者」欄、「扶養控除・16歳未満の年少扶養親族」欄には、**当該配偶者及び扶養親族の個人番号、カナ氏名も必ず記入してください。**

※国外居住親族のうち、30歳以上70歳未満で以下のいずれにも該当しない人は、扶養控除等の適用対象外となります。また、国外居住親族に係る扶養控除の申告をする場合、「親族関係書類」、「送金関係書類」（当該書類が外国語で記載されている場合はその翻訳文も含む）および以下の「確認書類」（扶養親族が30歳以上70歳未満の場合）の添付もしくは提示が必要です。

- ・留学により国内に住所および居所を有しなくなった人（確認書類：留学ビザ等書類）
- ・障がい者（確認書類：障がい者手帳等）
- ・その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人（確認書類：38万円以上の送金書類）

## 4. 税額控除

### ①寄附金税額控除額

基本控除額	
寄附先	※都道府県・市区町村、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部、大阪府・交野市の条例で指定されたもの
控除額	{寄附金(総所得金額等×30%までを上限)－2,000円}×10% (市：6% 府：4%)

+

特例控除額	
寄附先	※都道府県・市区町村（ふるさと納税）
控除額	(寄附金－2,000円)×下表に示す割合(市：3/5 府：2/5)
課税総所得金額－人的控除の差	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※特例控除額は、市・府民税所得割額の**20%**が上限額です。  
※指定対象外の団体に対する寄附金は対象外となります。

### 【ワンストップ特例制度】

ふるさと納税をされた際にワンストップ特例を申請していても、市・府民税の申告をされる場合は、必ずふるさと納税についても申告いただくようお願いいたします。

### ②配当控除額

配当所得のある人は下記の配当控除額が市・府民税の所得割額から差し引かれます。（対象とならない配当所得もあります。）

区分	課税標準額	市民税	府民税
利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託など	1,000万円以下	1.6%	1.2%
	1,000万円超	0.8%	0.6%
一般外貨建等証券投資信託	1,000万円以下	0.4%	0.3%
	1,000万円超	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託（私募証券投資信託など）	1,000万円以下	0.8%	0.6%
	1,000万円超	0.4%	0.3%